

介護通所リハビリ・予防介護リハビリ

事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団ライフプロモートのライフリハビリケアセンター（以下「事業所」という。）が実施する通所リハビリテーション（以下「本事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ライフリハビリケアセンター
- 二 所在地 本巢市仏生寺24-5

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 医師1名
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所リハビリテーションの提供。
- 二 理学療法士 4名
指定通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーションの提供。
- 三 看護職員 3名
指定通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーションの提供。
- 四 介護職員 18名
指定通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーションの提供。
- 五 管理栄養士 1名
必要な栄養、給食管理の業務を行う。

六 調理員 10名
調理給食の業務を行う。

七 事務員 1名
必要な医事業務等を行う。

八 送迎員 6名
居宅との送迎業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業・提供時間 午前8時30～午後5時00分
延長可能時間 午後5時00分～午後8時00分

(利用者の定員)

第6条 利用者の利用定員は、40人とする。

(指定通所リハビリテーションの内容及び利用料) その他の費用の額)

第7条 一 指定通所リハビリテーション

二 居宅と事業所間の送迎

三 食事の提供

四 入浴介助

五 特別入浴介助

六 個別リハビリテーション

七 時間延長サービス

通所リハビリテーション事業所におけるサービス提供時間が8時間以上の時間延長サービス(延長加算)

(その他の費用の額)

第8条 一 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上額とし、法定代理受領サービスであるときはその1割から3割とする。

二 食材料費 昼700円 夜700円

三 おやつ代 100円

四 おむつ代 1枚につき20円から150円

五 散髪代 1200円

前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の事業実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、本巢市（旧根尾村は除く）、北方町、瑞穂市、伊自良川より西の岐阜市（河渡・七郷）区域。 その他地域要相談。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者が指定通所リハビリテーションの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- 二 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(身体拘束)

第11条 当施設は、身体拘束等の適正化のために次の措置を講ずるものとする。

- 一 対策を身体拘束の適正化を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業員に周知徹底を図る。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を定める。
- 三 介護職員その他従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行う。
- 四 サービス提供にあたっては、利用者様の生命または身体の保護をするため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者様の行動を制限する行為は行わない。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、ご家族様の同意を得たうえで、身体拘束廃止に関する手順に従い、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 二 虐待を防止するための指針を定める。
- 三 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 四 上記措置を適切に実施するための担当者を定める。
- 五 その他虐待防止のために必要な措置

事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(研修・勉強会等)

第13条 事業者は、指定通所介護にあたる従業者の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関等が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

(苦情処理)

第15条 管理者は、提供した指定通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第16条 一 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 二 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(個人情報の保護)

第17条 一 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

- 二 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 三 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

(カメラの設置)

第18条 転倒防止等の安全対策のため、記録室にてモニターを行っております。契約時に同意を得て実施する。

(運営に関する重要事項)

第19条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団ライフプロモートと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成17年 9月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月1日から施行する。

この規程は、平成26年 9月1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 5年 6月1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 6年12月1日から施行する。